

## 安芸太田町「あなたく」廃止をうけての代替交通について

### 1. あなたく塩明線減便・廃止時期について

令和5年10月～

週3日運行（火・木・金）

令和6年4月～

あなたく廃止

### 2. あなたく塩明線現行ダイヤについて

運行時刻表及び運賃

塩明線(加計交通)※月曜日～金曜日運行							
	鞆木発	塩明・酒森	川登	田の原	ショッピング	加計中央	安芸太田病院
往路		7:50	7:55	8:00	8:03	8:05	
	9:20	9:30	9:35	9:40	9:43	9:45	9:55
	12:00	12:10	12:15	12:20	12:23	12:25	
	14:40	14:50	14:55	15:00	15:03	15:05	
	16:50	17:00	17:05	17:10	17:13	17:15	
復路	安芸太田病院	加計中央	ショッピング	田の原	川登	塩明・酒森	鞆木
		8:50	8:52	8:55	9:00	9:05	9:15
	11:20	11:30	11:32	11:35	11:40	11:45	11:55
		14:10	14:12	14:15	14:20	14:25	14:35
		16:20	16:22	16:25	16:30	16:35	16:45
	18:10	18:12	18:15	18:20	18:25	18:35	

運賃  
区域内  
200円

区域外  
500円

### 3. R6年度以降の代替交通について

運行事業者

有限会社豊平交通

運行開始予定日

R6年4月1日～

運行方法

ホープタクシー豊平地域において、安芸太田町の一部を運行区域として拡大する。

現行のホープタクシー（MaaS型）とは運用ルールを分け、豊平交通に直接予約のうえ利用することとする。また、運行にあたり乗車定員11人未満の事業用自動車の車両数を1台増便する。

区域図及び運行図（別紙1）

運行目安時刻（別紙2）

運賃（別紙3）

ホープタクシー豊平地区(有豊平交通)運行図(新設)



## ホープタクシー豊平地域運行目安表

予約がない場合は運行しません。

【新設】 R6.4.1～

路線	運行目安時刻						
	鶉木	塩明・酒森	ショッピング	加計中央	安芸太田 病院		
共盛 安芸太田線	1便	9:20	9:30	9:43	9:45	9:55	
		10:35	10:25	10:12	10:10	10:00	
	2便	10:40	10:50	11:03	11:05	11:15	
		11:55	11:45	11:32	11:30	11:20	
	3便	12:00	12:10	12:23	12:25	12:35	
		13:15	13:05	12:52	12:50	12:40	
	月曜日・水曜日・土曜日・日曜日・祝日・年末年始(12/30～1/3)運休						

**1. 旅客運賃の額と計算方法**

- ア 運賃は区域均一運賃とし、500円とする。  
ただし、乗継の場合は1回均一200円とする。
- イ 小児運賃は大人運賃の半額とする。ただし、1歳未満及び1歳以上6歳未満で保護者同伴の場合は、保護者1人につき小児1人を無料とし、2人目から小児運賃とする。
- ウ 定期旅客運賃を計算するうえで、円単位の運賃が生じる場合は、10円単位に四捨五入する。  
大人運賃…中学生以上の者  
小児運賃…小学生以下の者

**2. 運賃の算出基礎**

## 収支予算書

支 出(千円)		収 入(千円)	
車両代・消耗品費	2,000	補助金(町より)	10,400
人件費	5,350		
管理費	3,840		
事業外費用	710		
合 計	11,900	合 計	10,400

運行日数: 300日(日曜・祝日を除く)

運行時間: 8:10 ~ 18:30までの10時間

収支差額 = 1,500千円

1日あたり収支差額 = 1,500千円 ÷ 300日 = 5千円

1日あたりの乗車予想人員 = 10人

運賃の算出: 5,000円 ÷ 10人 = 500円

**3. 運賃の適用方法**

(1) この運賃は、当社運行ホープタクシー豊平運行路線に適用する。

(2) 大人運賃と小児運賃の区分は、次に掲げる区分による。

大人運賃…中学生以上の者

小児運賃…小学生以下の者

(3) 旅客運賃の適用方法は、次のとおりとする。

## ア 普通旅客運賃

片道旅客運賃は、旅客が片道1回乗車する場合に適用する。

旅客が途中下車したときは、原則として前途区間の乗車を認めない。

## イ 定期旅客運賃

定期旅客運賃は、旅客が不定停留所間を不定回数乗車する場合に適用する。

定期乗車券を使用する旅客については、途中下車及び乗車回数を制限しない。

定期旅客運賃の算出方法は以下のとおりとする。

## 通学及び通勤

1ヶ月定期旅客運賃

基準運賃額 × 50 × (1 - 0.4)

3ヶ月定期旅客運賃

1ヶ月定期旅客運賃 × 3

6ヶ月定期旅客運賃

1ヶ月定期旅客運賃 × 6

12ヶ月定期旅客運賃

1ヶ月定期旅客運賃 × 12

ウ 回数旅客運賃

回数旅客運賃は、旅客が不定停留所間を多回数乗車する場合に適用する。

回数乗車券を使用する旅客が途中下車したときは、前途区間の乗車を認めない。

回数乗車券の種類は次のとおりとする。

種 類	券種	枚数	運賃額	割引率	備考
普通回数旅客運賃表	500	11	5,000	9.1%	
	300	11	3,000		
	250	11	2,500		

(4) 旅客運賃の割引の適用は、次のとおりとする。

対 象 者	運 賃
身体障害者手帳所有者	300
療育手帳所有者	300
精神障害者保健福祉手帳所有者	300
児童福祉法の適用を受ける者	300
上記の介護人、付添人	300

4. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

該当なし